

和泉市立南池田中学校 PTA 規約

第一章 名称 及び 事務局

- 第 1 条 この会の名称は、和泉市立南池田中学校 PTA と呼びます。
- 第 2 条 事務局を和泉市立南池田中学校（以下学校と呼ぶ）内におきます。

第二章 目的 及び 活動

- 第 3 条 この会は、家庭と学校及び地域社会とが一層親密になって、生徒の教育について責任を分かち合い、全生徒の福祉の増進につとめることをもって目的とします。
- 第 4 条 この会は、前条の目的を達成するための活動を行います。
1. 学校・家庭・社会の教育環境の改善
 2. 会員相互の修養・研修
 3. その他必要と認められる活動

第三章 会 員

- 第 5 条 この会の会員となることができるものは次の通りです。
1. 学校に在籍する生徒の保護者
 2. 学校に勤務する教職員

第四章 会 計

- 第 6 条 この会の経費は、会費・事業収益及び寄付金をもって支弁します。
- 第 7 条 会費は、月額 400 円とします。
- 第 8 条 この会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

第五章 役員 及び サポーター

- 第 9 条 この会の円滑な運営のため、原則として会長 1 名・副会長若干名・書記 3 名（うち教職員 1 名）・会計 3 名（うち教職員 1 名）・幹事若干名の役員を置きます。
- 第 10 条 役員の任務は次の通りです。
1. 会長は会を代表し、会務を司り、第 15 条、第 20 条及び第 21 条による総会、役員会、実行委員会を召集し、役員会、実行委員会の議長を努めます。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を勤めます。
 3. 書記は会の庶務を司り、第 15 条、第 20 条及び第 21 条による総会、役員会、実行委員会の議事を記録し、その会合について通知します。
 4. 会計は会の経費の収支を司り、すべての金銭の収支について第 6 章 14 条による会計監査委員の監査を受けた決算報告を総会においてその承認を受けます。
 5. 幹事は庶務を司ります。
- 第 11 条 次期役員は第 20 条による役員会において別に定める役員及びサポーター選出規定に基づき、現役員会において選出します。
- 第 12 条 役員会は別に定める役員及びサポーター選出規定に基づきサポーターを決定し、会長が委嘱します。
- 第 13 条 役員及びサポーターの任期については、役員及びサポーターの就任期間を通算して原則

2 年とします。但し会長はこの限りではありません。なお、再任は妨げません。

第六章 会計監査 及び 顧問

- 第 14 条 会長は役員会にはかり、会計監査（2 名）、顧問（若干名）を委嘱します。
1. 会計監査は、会計を監査し、その監査結果を総会において会員に報告します。
 2. 顧問は会長が必要と認める事項について、総会、役員会、実行委員会で意見を述べることができます。

第七章 総 会

- 第 15 条 総会については以下の通りです。
1. 総会は年 1 回とし、その他必要に応じて臨時に開きます。
 2. 総会は、原則として書面又は電磁的方法によって決議する。但し、会員の出席が必要と判断された場合は、集会形式とする。
- 第 16 条 総会は、次のことがらについてはか
1. 会計報告、予算審議
 2. 選出役員の報告(承認)
 3. 規約の改正
 4. 活動報告
 5. その他必要事項
- 第 17 条 総会は委任状も含めて、全会員の過半数の出席（書面又は電磁的方法による議決権行使者も含む）をもって成立とします。
- 第 18 条 総会の議決は、会員の出席、書面提出又は電磁的方法による委任状及び議決権行使の過半数によって決まります。
- 第 19 条 全会員の 10 分の 1 以上の要求があった場合、実行委員会が必要と認めた場合は、会長がすみやかに臨時に召集しなければなりません。

第八章 役 員 会

- 第 20 条 役員会については次の通りです。
1. この会の役員会は会長・副会長・書記・会計・幹事をもって構成されます。
 2. 会長が必要であれば、第九章で定める実行委員会任務を役員会で代用することができます。

第九章 実 行 委 員 会

- 第 21 条 実行委員会については、次の通りです。
1. この会の実行委員会は、役員会の構成人員及びサポーター並びに校長をもって構成します。
 2. 実行委員会会議については、第 20 条で定める役員会にて開催・活動が必要とされた段階で会長より招集されるものとします。
- 第 22 条 実行委員会の任務は次の通りです。
1. 23 条によるサポーターと合同して実施する活動計画の検討
 2. 総会に提出する議案・報告書の作成
 3. 特定の目的を遂行するために設ける特別委員会の任務及び構成についての案の

- 作成
- 4. 規定の制定・改定・廃止
- 5. 総会において委任された事務の処理

第十章 サポーター

- 第23条 サポーターの任務としては次の通りです。
役員会及び実行委員会で定める活動計画のサポート
- 第24条 サポーターの定数は60名とします
(各学年20名)。
ただし、役員会が必要と認めた場合は、定数を変更することができるものとします。

第十一章 表彰 及び 慶弔

- 第25条 表彰及び慶弔については、規定を別に定めています

附 則

- 第1条 この規約は、昭和58年4月1日から発行します。
- 平成15年3月 1日改正
平成16年4月24日改正
平成17年4月23日改正
平成22年4月17日改正
平成25年1月12日改正
平成27年4月25日改正
平成30年3月 3日改正
令和 3年4月24日改正
令和 5年4月22日改正
令和 7年2月 6日改正

- 第2条 この規約が改正される場合は、総会において、会員の出席、書面提出又は電磁的方法による委任状及び議決権行使の過半数によって決まります。

役員及びサポーター選出規定

- 第1条 役員の選出にあたっては、規約第11条にのっとり、現役役員で構成する推薦委員会（副会長が委員長となる）を12月上旬までに発足させ、役員候補者を2月末日までに、選出し、役員会に推薦します。
- 第2条 選出された役員については、紙上による信任投票又は総会で決定します。
尚、信任は、投票総数の過半数又は議決権行使の過半数を必要とします。
- 第3条 サポーターは、学級編成後に役員会が決定し、会長が委嘱します。

令和7年2月6日改正
(令和7年度役員会及びサポーターの選出から適用)

表彰 及び 慶弔 規定

- 第1条 生徒及び会員死亡の時は、櫛一對（盛花）またはそれに相当する御供物を供えるともにご香

料（玉串料）金一万円をもって弔意を表します。

- 第2条 表彰の必要ある時は、役員会において決定します。
- 第3条 その他の慶弔については、必要と認める時は、役員会で決定します。
- 第4条 緊急を要するときは、会長先決を行い、後日役員会に報告します。

平成25年1月12日改正

事務局 規定

この事務局は、教職員に局員を委嘱します。
教頭を局長に委嘱します。

平成25年1月12日改正

個人情報保護規定

和泉市立南池田中学校 PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、ここに個人情報保護規定を定めます。

（責務）

- 第1条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めます。

（管理者）

- 第2条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とします。
1. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負います。
 2. 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行します。
 3. 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する本会の構成員に委任することができます。

（秘密保持義務）

- 第3条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない事とします。尚、その職を退いた後も同様とします。

（取得の制限）

- 第4条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示します。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとします。

（利用目的）

- 第5条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しません。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限り

ではありません。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(適正管理)

- 第 6 条 個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならないものとします。
1. 紛失、破損その他の事故防止
 2. 改ざんおよび漏洩の防止
 3. 個人情報の正確性および最新性の維持
 4. 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

(委託管理)

- 第 7 条 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。

(第三者提供)

- 第 8 条 本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しません。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではありません。
1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者定義)

- 第 9 条 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前条の規定の適用については、第三者に該当しないものとします。
1. 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの

全部又は一部を委託する場合

2. 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
3. 本会は、前項第 2 号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとします。

(第三者からの提供)

- 第 10 条 本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではありません。

1. 法令に基づく場
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(情報開示)

- 第 11 条 本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとします。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるものとします。
1. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 2. 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 3. 他の法令に違反することとなる場合

(情報訂正)

- 第12条 本会は、個人情報の開示を受けた者から書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申し出をした者に対し、書面により通知するものとします。
1. 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとします。

(報告義務)

- 第13条 本規定に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとします。
1. 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとします。

附 則

この規定は、令和5年4月22日から施行します。

令和5年4月21日改正